

【水道用語集】 ※第1回審議会資料（資料2-2）の改訂版となります。

（あ行）

アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）

資産を効率的に管理することをいいます。水道事業においては、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体に渡って効率的かつ効果的に水道施設を管理運営すること」を指します。

飲料水供給施設（いんりょうすいきょうきゅうしせつ）

水道法に基づき、飲料に適した水を供給する水道で、給水人口が100人以下のものをいいます。主に他の水道給水区域と離れているなど他の水道に接続していないため、その区域のみに水道を供給する必要がある場合に設置されます。

営業費用（えいぎょうひよう）

費用勘定の一つで、主たる事業活動に伴って生じる費用をいいます。水道事業においては、原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分して記載することとなっています。

（か行）

加圧施設（かあつしせつ）

自然流下方式では対応できない区域においては、管路に加圧ポンプを設置し、水の供給を行っています。

簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう）

給水人口が5,000人以下の水道事業です。施設が簡易ということではなく、給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものです。

企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債（債務）です。

基本料金（きほんりょうきん）

二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のことをいいます。使用量に応じて徴収する従量料金との合計額が水道料金となります。基本料金には、基本水量が付与される場合とされない場合があります、またすべての需要者について均一の場合と需要種別により格差が設けられる場合があります。

「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）では、基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金と定義し、個別原価計算基準として準備料金と一致するとしています。

給水原価（きゅうすいげんか）

水道事業費用を有収水量で除した数値であり、有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。

給水原価＝{事業費用－(受託工事費用＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入}／年間総有収水量 により算出します。

給水収益（きゅうすいしゅうえき）

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（地方自治法第 225 条）をいいます。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益となり、通常、水道料金として収入となる収益がこれにあたります。

給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道による給水を受けている人口で、給水区域外からの通勤者や観光客は含まれません。

給水量（きゅうすいりょう）

給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水（1日最大給水量 22,431 m³/日）をいいます。また、統計などにおいては、給水区域に対して給水した実績水量をいいます。

供給単価（きょうきゅうたんか）

給水収益を有収水量で除した数値であり、1 m³あたりの水の販売価格を表します。

供給単価＝給水収益／年間総有収水量　で算出します。

給水戸数（きゅうすいこすう）

給水契約を結んでいる戸数をいいます。

経常利益（けいじょうりえき）

営業利益に営業外利益を加え、営業外費用を差し引いたものが経常利益となります。営業外収益は、固有の営業活動から得た収益ではないのが特色で、主なものは受取利息、配当金、雑収入があり、営業外費用は、支払利息、雑支出があります。

経常利益は、企業にとって、その年度の営業活動の結晶ともいえるべきもので、同時に営業成績を率直に表すものです。

減圧施設（げんあつしせつ）

管路には、必要に応じ流量計や圧力調整弁を設置し、効率的な水運用を行っています。減圧装置（弁）は、配水池から高圧で送られてくる水を、適切な圧力まで下げる装置です。

減価償却費（げんかしょうぎゃくひ）

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といいます。また、この処理または手続きによって、特定年度の費用として計上された固定資産の減価額を減価償却費といいます。

建設改良事業（けんせつかいりょうじぎょう）

資本的支出に計上して固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する事業で、経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備などの事業をいいます。

口径別料金体系（こうけいべつりょうきんたいけい）

二部料金制を採用するにあたり、基本料金及び従量料金の両部分について各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系のことで口径別差別制ともいいます。それに対して、家庭用や事業用などといった各使用者の用途によって、料金格差を設定するものを用途別料金体系といいます。

この料金体系は、水道メーターなどの需要家費や需要量が、おおむね水道メーター口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できるとされています。また、水道使用用途を基準に料金格差を設ける用途別料金体系に比較して、恣意性の介入がなされず、料金体系が安定するとされており、このため、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会作成）では、口径別料金体系を原則としています。

個別原価主義（こべつげんかしゅぎ）

料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方で、一方、需要者の負担能力や需要者がサービスに対して認める価値に基づいて設定しようとする考え方が負担力主義となります。水道事業における個別原価主義は、口径別料金体系に代表され、①個々の料金が個別原価という客観的数値をもとに決定されるため、客観的公平性が保たれること、②サービス需要の増大に伴う増分原価を個々の料金によって回収できること、などの利点があり、よりすぐれた考え方とされています。

（さ行）

事業収益対資金残高比率（じぎょうしゅうえきたいしきんざんだかひりつ）

事業収益に占める現金預金残高の比率です。

資産維持費（しさんいじひ）

給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額となり、支払利息とともに資本費用を構成します。その内容は、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平などを確保する点から、対象資産に資産維持率を乗じた範囲内とし、その内容は施設の拡充、改良及び企業債の償還等に必要な所要額とされています。

施設利用率（しせつりようりつ）

施設利用率は、1日平均配水能力に対する1日配水量の割合を示すもので、施設の利用状況を総合的に判断する上で重要な指標となります。

$$\text{施設利用率(\%)} = \text{1日平均配水量} / \text{1日最大能力} \times 100$$

資本的収支（しほんてきしゅうし）

施設や設備の整備拡充・改良を行うための収入及び支出です。

資本費用（しほんひよう）

事業維持のために、営業費用に上乗せして料金により回収するもので、支払利息及び資産維持費の合計額となります。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

企業の経常的な経営活動に伴い発生する収入とそれに対応する支出です。

償却資産減価償却率（しょうきゃくしさんげんかしょうきゃくりつ）

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽度合いを示す指標となります。

$$\text{償却資産減価償却率(\%)} = \text{減価償却累計額} / \text{償却資産の帳簿減価} \times 100$$

上水道事業（じょうすいどうじぎょう）

計画給水人口が5,000人以上の事業を上水道事業と位置付けています。

従量料金（じゅうりょうりょうきん）

水道サービスの実使用量に応じ、すなわち 1 m³当たりいくらかとして徴収される料金をいいます。これに対し、水道サービスの使用量とは関係なく定額で徴収される料金が定額料金となります。また従量料金の単価は、単一制と格差制があります。

単一制は 1 m³の単価を均一とする制度であり、格差制は、給水管口径や用途などにより単価差を設定するものです。格差制には、給水管口径による口径別格差制、用途による用途別格差制、使用量の多寡による従量区画別単価制及びこれらを二つ以上組み合わせたものがあります。

準備料金（じゅんびりょうきん）

水道事業が、各需要者の実使用量とは関係なく、水道サービスの供給準備のために必要なものとして、各需要者に対し配賦する料金であり、その額は、基本水量が付与されていない場合には基本料金の額と同額となります。

準備料金としては、経費の性質上、需要家の存在それ自体により必要とされる需要家費と、固定費の全額を配分すべきですが、水道事業においては固定費のウエイトが高く準備料金の高額化が考えられることから、水道料金の設定にあたっては、年平均需要に見合う固定費を水量料金に配分するなど、水量料金にも固定費の相当部分を配分する方式がとられています。

水道事業者（すいどうじぎょうしゃ）

水道法第 6 条第 1 項の規定により認可を受けて水道事業を経営する者です。水道事業は、原則市町村が経営するものとされています。

水道普及率（すいどうふきゅうりつ）

現在における給水人口と行政区域内人口（住民基本台帳に記載されている人口及び外国人登録法により登録されている人口）の割合をいいます。

水道料金（すいどうりょうきん）

各需要者の実使用量に対応して徴収する金額で、従量料金ともいいます。なお、基本料金に基本水量を付与している場合には、当該水量料金が基本料金に含まれることとなります。これに対し、使用水量の多寡にかかわらず、定額を徴収する料金を基本料金といい、水量料金とあわせた料金体系を二部料金制といいます。「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）においては、水量料金に配分される原価は、変動費の全額と固定費の相当部分（①固定費総額に負荷率を乗じた額、または、②固定費総額のうち原浄水部門関係費、のいずれかの方式によるもの）であるとされています。また、水量料金の形態としては、単一、逦増、逦減があります。

水道料金算定要領（すいどうりょうきんさんていようりょう）

公益社団法人日本水道協会作成の「水道料金算定要領」のことで、昭和42年（1967）に学識経験者の協力を得て策定し、最近では平成27年2月（2015）に改定されました。

水需給の実情、水道諸制度の歴史的経緯などを踏まえつつ、水道料金のあり方を明らかにしたもので、料金決定の理論的基礎を与えるものです。水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図ることを料金算定の基本原則とし、料金水準を決定する総括原価の具体的算定基準及び個別原価主義に基づく料金体系の設定基準を定めています。

総括原価（そうかつげんか）

料金算定期間における料金対象原価額であり、その内容は**営業費用（総原価=製造原価+販売・一般管理原価）に資本費用（支払利息+資産維持費）を加算した額**となります。

一般に民間企業における総括原価は、事業運営に要する経常的な費用に公正な事業報酬（利益）を加えた額とされていますが、水道事業においては、これを資本費用におきかえて総括原価としています。総括原価は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするとともに、将来にわたり健全な経営を確保することができるものでなければなりませんとされています。

（参考：「水道料金算定要領」社団法人日本水道協会（平成27年2月））

(た行)

耐震化・更新計画 (たいしんか・こうしんけいかく)

アセットマネジメントを基に、救急病院や指定緊急避難所などの緊急時給水拠点に向けての配水管や施設について、優先的に更新することにより、耐震化はもとより有効率の向上を図ろうとするものです。

地域防災計画 (ちいきぼうさいけいかく)

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、住民の安全、身体及び財産の安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸政策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的に作成された計画です。

地方公営企業年鑑 (ちほうこうえいきぎょうねんかん)

地方公営企業年鑑は、毎年度実施される公営企業決算統計調査を基に、総務省において編纂発刊されるもので、公営企業の基礎資料はもとより、公営企業間の経営状況の比較を行う指標として、重要な役割を担っています。

当年度純利益 (とうねんどじゅんりえき)

経常利益に特別利益及び特別損失を加減したものが当年度純利益となります。

(な行)

年間配水量 (ねんかんはいすいりょう)

1 年間に配水池から送り出される全ての水量をいいます。

二部料金制 (にぶりょうきんせい)

使用水量の有無とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制度をいいます。これに対し、定額料金

もしくは従量料金のみで構成されるものを一部料金制あるいは単一料金制といいます。

二部料金制は、さらに基本料金と従量料金のそれぞれについて単一制と格差制とに分けられます。単一制とは、1件当たりの基本料金を同額とするもの、あるいは計量に基づく1 m³当たりの従量料金を均一単価とするものです。格差制は、給水管口径あるいは用途などにより料金格差を設けるものです。

(は行)

普及率 (ふきゅうりつ)

水道がどれだけ普及しているかを示す指標で、 $\text{給水人口} \div \text{総人口}$ で算出されます。

(や行)

弥栄断層帯 (やさかだんそうたい)

弥栄断層帯は、鹿足郡津和野町から益田市、浜田市金城町にかけて分布する活断層です。弥栄断層の長さは約53 kmで、概ね北東～南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層です。

有効水量 (ゆうこうすいりょう)

有収水量に漏水等の無収水量を加えた水量をいいます。

有効率 (ゆうこうりつ)

有効水量を給水量で除したものです。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となります。

有収水量 (ゆうしゅうすいりょう)

料金徴収の対象となった水量、及び他会計等から収入のあった水量のことをいいます。

(ら行)

料金算定期間（りょうきんさんていきかん）

水道料金の算定にあたり、水道サービスなどにかかる原価を積算する期間をいいます。

期間の設定にあたっては、利用者の公平と料金の安定性という二つの相反する要請を調和させる必要があります。すなわち、期間内に必要とされる原価は、その期間の利用者が負担するという観点からは、原価の適正な把握を可能とする短い期間が望まれ、水道料金の日常生活との密着性からは、長い期間が望まれるためであります。このため、3年から5年を基準として、適正な範囲で長期化を図ることが妥当であると考えられています。

（参考：「水道料金算定要領」社団法人日本水道協会（平成 27 年 2 月））

料金水準（りょうきんすいじゅん）

一定期間の能率的経営の下における適正な原価を基準として、これをまかなうために必要な料金の総収入額のことをいいます。また 1 m³当たりの平均料金単価を指す場合もあります。

水道等公益事業の料金水準においては、サービスの公共性にかんがみ、供給原価から乖離した価格の設定を防ぐ一方、事業の健全な運営が確保できるよう設定されなくてはなりません。したがって、料金水準は、既存の水道施設を維持管理するための営業費用にとどまらず、施設実体を維持拡充するための資本費用を加えた額で算定され、通常これを総括原価と称しています。

料金体系（りょうきんたいけい）

個々の使用者から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系をいいます。使用水量の計算を前提とするか否かにより、定額制と従量（計量）制とに大別され、このいずれか一方による料金体系を一部料金制、両者の組み合わせによるものを二部料金制といいます。さらに、口径・用途・水量などの需要種別による単価差の設定の有無により単一制と格差制とに区分されます。